

令和5年3月14日

審 査 講 評

紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務
事業者選定委員会

紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務（以下「本業務」という。）に関する事業者選定に係る審査講評を、次のとおり公表する。

1 審査体制

紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務事業者選定委員会設置要綱に基づき設置された当委員会（以下「選定委員会」という。）は、紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務に関する募集要項（優先交渉権者選定基準）に基づき事業提案審査を行った。

選定委員会の委員は次のとおりである。

区分	氏名	所属・役職
委員長	向井 美樹也	調整監
副委員長	平野 典光	調整監兼会計管理者
委員	池田 英治	健康福祉担当理事兼福祉課長
委員	稲葉 祐二	総務担当理事兼総務課長
委員	森田 豊	三重県紀南地域活性化局 環境室長

2 審査経緯

選定委員会は2回開催した。開催日と主な審議事項は次のとおりである。

名称	開催日	主な審議事項
第一回	令和4年12月7日（水）	委員長の選任、会議の開示の可否、委員会の職務説明、募集要項等の審議
第二回	令和5年3月8日（水）	提案審査（最優秀提案の選定）

3 審査判定

選定委員会は、町による参加資格審査を通過した応募者の提案書について、優先交渉権者選定基準に基づき審査を行った。

応募者が1者で、複数提案の中から最優秀提案を選定するということができないため、本町の第一期事業内容を参考にしつつ、応募者の提案書を審査し、その提案の内容等を評価した。さらに定量的評価も含めた総合評価を行い、提案の適否を下記のとおり判定した。

なお審査において、入札参加者名を「A」とし、その評価点は別紙「審査の結果」に示す。

応募者	判定
A	適切（最優秀提案）

4 審査講評

4.1 定性的審査

応募者「A」の提案内容について審査を行い、以下のように評価した。

本事業への取組みとして、地元人材雇用及び清掃作業・環境関係イベント参加等の提案は、地域への貢献が期待されるものとして評価した。

浄化槽の保守点検等については、代表企業及び構成員の維持管理の実績（過去3年間）からみて、当該業務の実務能力はあるものと評価するとともに、清掃業者や指定検査機関との連携における年次計画の作成等の具体的な対応方法及び更新以外の機器補修はすべて対応する等の提案内容を高く評価した。

また、住民サービスについて、故障や緊急時への対応や高齢者への声掛け確認は、住民サービスの向上になると評価した。

この他の提案内容については、現行の第一期の事業と同等の提案内容であり、本業務の実施を目指す事業者からの提案内容として、業務要求水準を満しているとともに業務実施上の問題はないと評価した。

4.2 定量的審査

応募者「A」が提案する業務価格は、業務要求水準書に示す価格の以内であり、本業務を実施する事業者に要求する業務水準を満たすものである。

4.3 総合評価

参加資格審査及び提案書の審査を実施し、総合的に評価した結果、応募者「A」は、参加資格審査及び提案審査のいずれも要求水準を満たしていることから、本事業の優先交渉権者として適切と判定する。

【別紙】 審査の結果

章(大項目)	節(中項目)	配点			業者A 評価点
1. 本事業への取組	(1)業務推進策	5	20	75	57
	(2)地域への貢献	5			
	(3)コストの縮減	10			
2. 業務計画	(1)構成員の経営状況	5	10	75	57
	(2)リスク管理	5			
3. 浄化槽保守点検等	(1)保守点検業務の体制等	5	30	75	57
	(2)保守点検等業務	10			
	(3)標準以外の保守点検業務の扱い	5			
	(4)維持管理記録の方法	5			
	(5)「不適正」の場合の減額措置	5			
4. 住民サービス	(1)窓口開設	10	15	75	57
	(2)住民サービスの向上	5			
5. 定量的評価		25	25	25	25
		合計			82